

山口県報

平成24年
4月6日
(金曜日)

目 次

規則	1
山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労働政策課)	1
告示	1
救急病院の認定(地域医療推進室)	1
道路の区域の変更(道路整備課)	1
公告	1
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	2
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	2
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)	3
土地改良区役員の届出(農村整備課)	3
公共測量の実施の終了(監理課)	3
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	3
選管告示	4
不在者投票のできる老人ホームの指定	4
雑報	4
争議行為の通知	4



山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山口県訓練手当支給規則(昭和四十二年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「応じて」を「応じ、四十日分を限度として」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県訓練手当支給規則第五条第一項の規定は、平成二十四年四月一日(以下「適用日」という。)以後に開始した職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、適用日前に開始した職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。



山口県告示第六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
周南市立新南陽市民病 院	周南市宮の前二丁目三番一五号	平成二七、四、二〇

山口県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 美祢油谷線
道路の区域

区 間 美祢市大嶺町奥分字相行沖二〇九の 三地从先から 同市 大嶺町奥分同字二〇八の七地 先まで	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 最広 一・二九・四 一・二九・四	一九・〇 一九・〇	



(二〇六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年五
月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦
覧に供します。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ほんまち

代 表 者 の 氏 名 高月 正夫

主たる事務所の所在地 下関市本町四丁目一四番一三号

三 定款に記載された目的

地域住民が在宅で生活する為に、制度内外に関わらず、必要な支援や資源を作り、

支えあえる地域作りを推進することにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域つ
くりと福祉の増進に寄与すること。

(二〇七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年五
月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の
縦覧に供します。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 HEIBON LIFE

代 表 者 の 氏 名 平本 康喜

主たる事務所の所在地 柳井市柳井四五六〇番地の八

三 定款に記載された目的

高齢者及び心身に障害のある人々が、住み慣れた地域において家族や友人ととも
に、楽しく、ごくごく普通の生活が継続して送られるよう、在宅サービスに関する事
業を行い、地域福祉に貢献すること。

(二〇八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
二十三年十一月二十五日山口県公告(三四四)に係る大規模小売店舗について次のとお
り下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年四月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商
政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートリアル下松店
 所在地 下松市潮音町二丁目六二の三
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十三年十一月二十五日山口県公告(三四四)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十四年四月六日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートリアル下松店
 所在地 下松市潮音町二丁目六二の三
 二 意見の概要
 交通に係る事項について配慮を求める。

(二一〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員
 土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所
 宇部市中村土地改良区 理事 岡本 正晴 宇部市大字吉見一二五三
 " " 尾越 和則 " " " " 一七一七

二 退任した役員
 岩国市川下土地改良区
 理事 西村 守浩 一九三六
 理事 西村 知明 一六八七
 理事 吉富 延治 一六九〇
 理事 河村 兼義 一九三三の一
 理事 西村 富男 一六八一
 岩国市川下土地改良区
 理事 村田 清 岩国市車町二丁目二番二〇号
 理事 村田 繁本 旭町三丁目一番八号

二 退任した役員

宇部市中村土地改良区
 理事 岡本 正晴 宇部市大字吉見一二五三
 理事 尾越 和則 一七一七
 理事 河村 守浩 一九三六
 理事 西村 知明 一六八七
 理事 吉富 延治 一六九〇
 理事 河村 兼義 一九三三の一
 理事 西村 富男 一六八一
 岩国市川下土地改良区
 理事 村田 清 岩国市車町三丁目九番三〇号
 理事 村田 清 車町二丁目二番二〇号

(二一一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、田布施町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類
 公共測量(数値地形図データ作成)
 二 作業の地域
 田布施町
 三 作業の期間
 平成二十三年六月二十一日から平成二十四年三月十九日まで

(一一一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市高千帆二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区拾六町五丁目五番三一号
伊藤 忠



山口県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十四年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
住宅型有料老人ホームあゆみ	岩国市玖珂町三四三二の八	平成二四、三、二七



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十四年四月六日印刷
平成二十四年四月六日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

平成二十四年四月六日

山口県知事 二井 関成

一 事件

- (一) 一時金の要求に関する件
- (二) 賃金引上げの要求に関する件
- (三) 増員の要求に関する件
- (四) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十四年四月九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。